

後援会だより

あまーち後援会 中村雅宥会長 ご逝去

あまーち後援会長中村雅宥様が、5月13日にご逝去されました。
心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

2013年から2024年の亡くなられるその日まで、障害のある仲間たちのことをまず考え寄り添い、その家族を思いやり、職員を労ってくださる、とても優しくて温かくて大きな存在でした。

私たちは、会長の思いを引き継いで後援会を発展させていきたいと思っています。

皆様、これからもどうぞご協力の程よろしくお願い致します。

あまーち後援会事務局 中川

第26回あまーち後援会総会報告

6月8日、あまーち後援会の第26回総会を開催しました。総会の冒頭、5月13日にご逝去された中村会長に黙祷を捧げ、そのあと総会次第に従って議案の審議をおこないました。審議の結果、2024年度の会長職は空席とし、副会長2名が職務を代行することを確認しました。その他のすべての議案は可決・承認されました。総会の終了後、同じ会場で、昨年11月の「あまーち20周年記念式典」のダイジェスト版を放映しました。中村会長がお元気な声で挨拶されているシーンを見て、しみじみと喪失感に駆られました。一方、なかまたちが式典に緊張しつつも、大盛り上がりしている様子を振り返ることもできました。2つのシーンを通して、なかまたちを支える後援会活動をこれからも充実させていかなければ！という決意を新たにしました。

あまーち後援会事務局 小笠原

後援会へのご協力
ありがとうございます。

(敬称略)

☆寄付を頂いた方
宮名利 育

あまーち後援会は社会福祉法人あまーちの運営・事業を支えるために活動しています。
会員になって私たちの活動を支えてください。
・年1回後援会総会を開催します。会員は総会に参加できます。・各種イベントに参加できます。
・会報誌「うおっちゃんぐ」を年4回お届けします。
・会費は後援会の運営費として活用させていただきます。

後援会活動

・チャリティコンサート・バザー・物品販売・広報委員会・その他活動
*個人会員 年額 1口 2,000円 *賛助団体 年額 1口 10,000円

募金にご協力をお願いします

どのような障害のある人もいきいきと活動できる医療的ケアを保障した通所施設の資金づくりに今後ともご協力をお願いします。

物品の提供にご協力下さい

ご家庭で眠っている物品（衣服・台所用品・寝具等）のご提供をお願いします。（新しいもの限定でお願いします）

<会費振込先>

口座番号：00950-6-130292

<加入者名>

「あまーち後援会」

<お問い合わせ>

あまーち 橋本

☎ 06-6438-6002

社会福祉法人・NPO法人の会計・税務・監査

多田公認会計士事務所

TEL: 0798-67-8762

西宮市大畑町2-29 サーティ北口103

阪急西宮北口駅徒歩8分

これって法律問題？分からなくても大丈夫です。
一人で悩まず、気軽にまずはご相談を。

☎530-0047 大阪府大阪市北区西天満3-4-4

イワイビル 5階

☎ (06) 6363-1040

mail: sul@lawyers.jp

弁護士 薛 史愛

※地下鉄谷町線南森町駅

JR東西線大阪天満宮駅徒歩10分

ksks あまーち うおっちゃんぐ103号

LINE@

あまーちと友だち登録しよう!!



HP



LINE

スマートフォンなどで
QRコードを読み取り
フォローをお願いします。



@ama_chi

TikTokはじめました!



Instagram



アニマルセラピーで“ワン”

ダブルなひと時を

□情勢 2P

□0円ショップ 3P

□水堂祭り 4P

□各イベント 5P

□後援会ページ 6P



編集人 社会福祉法人あまーち
あまーち後援会

〒661-0026

尼崎市水堂町3-13-3

TEL: 06-6438-6002

FAX: 06-6438-6008

HP: <http://www.ama-chi.jp/>

最高裁大法廷「全面勝訴」

優生保護法は憲法違反！



2024年7月3日、旧優生保護法のもとで、障害などを理由に不妊手術などを強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で最高裁判所大法廷では、旧優生保護法は、憲法違反だとする初めての判断を示しました。

そのうえで「国は長期間にわたり、障害のある人などを差別し重大な犠牲を求める施策を実施してきた責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

不法行為から20年で賠償請求権が消える「除斥期間」については人権侵害の重大性に照らし「適用するのは著しく正義・公平の理念に反する」と判断し、国の主張は権利の濫用で許されないと判断しました。

1948年国会は全会一致で優生保護法を制定し、障害のある人を中心に、統計上明らかになっているだけでも約2万5千人に不妊手術を強いました。「戦後最大の人権侵害」と言われています。

判決が出された後、7月17日岸田首相は、原告・弁護団や支援者に「旧優生保護法が憲法違反で同法を執行してきた立場として、政府の責任は極めて甚大なものがあり、政府の代表として謝罪を申し上げます」などと謝罪の弁がありました。

しかし、全国でおこされた裁判の原告39人のうち6人が亡くなるなど被害にあわれた方々が高齢となる中、今後の課題①優生保護法被害者本人と家族の補償について新法を制定すること②原告・弁護団と国との間で定期協議等盛り込んだ基本合意文書を作成すること③優生思想をなくし、再発防止を図るための法整備に早急に着手すること等の解決が急務です。

そのためにも、これからますます多くの方々と繋がって、これらの課題が全面解決していくまで運動の輪を広げていきたいと思います。

私たちは、どんな人も差別しない差別されない、そんな社会を目指して歩み続けていきたいと思います。

中川朱美

リフォーム、外構、剪定、住まいのことなら

こちよ快適な
住まいをめざす

HOME & PLANNING
COMFORT

代表者

小西 芳文

〒661-0011 尼崎市東塚口町1-6-1-117

携帯: 090-8207-5116

Tel. 06-6427-4787 FAX. 6427-2039



ご高齢の方、障害がある方、必要に応じた小物、衣類等オーダーメイド
でお作りします。

お問合せ

鈴木080-5311-5806

上記写真は気管切開バンド、お手玉等

本気で水合戦！

あまーち夏の定番「本気で水合戦！」を行いました。
た。暑さも吹き飛ばす爽やかなイベントでした(^^)♪



喫茶イベント【カレー食べ比べ】

6月8日(土)に3種カレー食べ比べを開催しました。初めてのイベントでしたが17名ものお客様が来てくださり大変好評でした。3種のカレーの中でも特にシーフードカレーが好評で、是非皆様もCAFE de あまーちとあまの茶屋にお越しください。



きょうされん夏季物品
ご協力ありがとうございました。

販売件数 338 件

注文数 1433 個 売上 1,744,370 円

本年度もたくさんのご注文を誠にありがとうございました。今回は目標金額の到達が危ぶまれた場面もありましたが、なかま達自身の頑張りも多くの方のご協力により、目標を達成する事が出来ました。10月ごろより冬季物品販売・きょうされんカレンダー販売も行いますので、よろしくお願いいたします。

For ゆうのページ

今年のプールはデカイ！！広々としています。身体もしっかり伸ばせ、縁にもたれかかってくつろげます。今年もとにかく暑いので水が気持ちいいです。

